

株式会社 ゆたかサービス

幡豆デイサービス 重要事項説明書

1 当事業所の概要

事業所名	幡豆デイサービス	
所在地	愛知県西尾市寺部町西浦35番地	
電話番号	0563-63-0020	(FAX) 0563-63-0021
指定事業所番号	2373200969	
提供サービスの種類・定員	通所介護サービス・総合事業（デイサービス）35人	
管理者及び連絡先	管理者	連絡先
	星野 郁恵	0563-63-0020
通常サービス提供地域	西尾市、蒲郡市、幸田町	

2 事業所の職員体制等

職種		人員
管理者		1名（兼務）
サービス担当職員		15名
サービス提供者	生活相談員	2名以上
	看護職員	2名以上
	介護職員	6名以上
	機能訓練指導員	2名以上

（令和7年2月1日現在）

3 営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日：月～土営業、日曜日休日

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

通常のサービス提供時間：7時間以上9時間未満とし、その時間帯はおおむね午前9時15分から午後4時20分とします。

4 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

幡豆デイサービス	電話 0563-63-0020
担当 星野 郁恵	FAX 0563-63-0021

公的機関においても、次の期間に苦情申し出等ができます。

西尾市介護保険相談窓口	電話 0563-56-2119
-------------	-----------------

西三河福祉相談センター	電話 0564-27-2717
幸田町介護保険相談窓口	電話 0564-62-1111
蒲郡市介護保険相談窓口	電話 0533-66-1176
東三河広域連合介護保険相談窓口	電話 0532-26-8470
愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-971-4165

サービス内容説明

1 サービスの内容

(1) 「通所介護サービス」は、事業者が運営する特定の施設に送迎し（希望確認）、当該施設において、健康チェック、入浴、食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、その他利用者に必要な生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

「予防通所介護サービス」は事業者が運営する特定の施設に送迎し（希望確認）、当該施設において、健康チェック、入浴（これらに伴う介護予防を含む）生活等に関する相談・助言、その他利用者に必要な生活上の世話、並びに機能訓練などを行い、介護予防をするサービスです。

(2) 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。

(3) サービス提供に当たっては、別添の「通所介護サービス計画書」に沿って提供します。

《サービス提供の施設》

施設所在地	愛知県西尾市寺部町西浦35番地
施設名	幡豆デイサービス
電話番号	0563-63-0020

《サービス提供日と時間帯》

サービス提供日：月曜日～土曜日

サービス提供時間帯おおむね午前9時15分～午後4時20分まで

2 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定められた「通所介護サービス記録書」等の書面に必要事項を記入して、サービス提供終了時に利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「通所介護サービス計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等に関する「通所介護サービス記録書」等の書面を作成して介護支援事業者に提出します。
- (3) 事業者は、前記の「通所介護サービス記録」等の記録をサービス完結後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、その写しを交付します。

3 サービス提供責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。
- (2) サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

管理者	氏名：星野 郁恵	連絡先（電話）0563-63-0020
生活相談員	氏名：牧野 英利子	連絡先（電話）0563-63-0020

4 利用料金と利用者負担

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

- ① 介護保険法による基本料金を頂きます。
- ② 介護保険法に基づく加算分を頂きます。
- ③ 食費等実費負担分（別紙料金表に記載）

（①②は法の改正による変更が生じた場合、その都度別紙でお知らせいたします。）

☆ 施設外レクリエーション等の企画を準備していますが、有料の企画（利用者負担）もあります。その場合は、事前にご説明し、合意を得て希望者のみに参加していただきます。

☆ 利用者負担金計

＝要介護別利用者負担金① ＋ 当該加算分の利用者負担② ＋ 食費等③

(2) 利用者負担金は当月末に締めて翌月 10 日以内に明細書（請求書）を利用者本人に直接お渡しします。お支払いは原則弊社指定の金融機関による口座振替となります。振替日は毎月 15 日です。（15 日が金融機関休みの場合翌営業日）ご契約の締結時に合わせて口座振替の手続きを行っていただきます。

5 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用内容中止する場合には、速やかに次の連絡先にご連絡下さい。

連絡先：幡豆デイサービス （電話）0563-63-0020

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までご連絡下さい。

6 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 第三者評価の実施状況について

第三者評価は実施していません。

8 虐待の防止のための措置について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

9 身体拘束の禁止

事業者は当該利用者または他利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを

得ず身体拘束を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

10 感染症の予防及び蔓延防止について

感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、全職員に周知徹底を図る。
感染症及び蔓延防止のための研修及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

11 ハラスメント対策強化について

職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じる。

12 その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは一切ご遠慮させていただきます。
施設ご利用の際ご持参いただくものは別途ご説明いたします。

13 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次にあげる措置を講じる。
全職員に対し業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

サービス契約に当たり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 愛知県西尾市寺部町西浦 3 5 番地
事業所名 幡豆デイサービス

説明者名 印

上記の内容について説明を受け、同意しました。

(利用者)
氏 名 印
(ご家族又は代理人)
氏 名 印